



令和7・8年度の高森町入札参加資格
審査申請（指名願）の受付について

令和7・8年度において、高森町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び物品等の供給または役務の提供について、入札参加資格審査申請を受付します。

1. 受付期間 令和7年2月17日（月）～3月31日（月）
2. 提出方法 ①LoGoフォーム（電子申請）
②郵送 ③持参

その他、申請に関する詳細は、QRコードよりアクセスのうえ、ご確認をお願いします。



電子入札システムを利用した
入札の開始について

町では令和7年4月1日以降、公告及び指名通知分の入札案件から「くまもと県市町村電子入札システム」を利用して、建設工事及び建設コンサルタント業務の入札事務を電子入札で開始予定です。

利用登録等に関する詳細は、QRコードよりアクセスのうえ、ご確認をお願いします。



手話奉仕員養成(研修)講座のご案内

問(財) 熊本県ろう者福祉協会 ☎096-383-5587

聴覚障がい者の社会参加と自立の促進に必要なコミュニケーション支援を行う「手話奉仕員」を養成する講座受講者を募集します。

●講座内容と日程

【入門課程(20回)】

・令和7年4月11日(金)から8月22日(金)まで

【基礎課程(25回)】

・令和7年9月12日(金)から令和8年3月13日(金)まで

※いずれも毎週金曜日、午後7時から9時まで。
※基礎課程受講者は、入門課程を履修した人に限ります。

●ところ

おぐに町民センター 会議室
(阿蘇郡小国町大字宮原1567番地1 ☎0967-46-3317)

●受講資格

高等学校卒業以上の者。ただし、令和8年3月高校卒業見込みの者も可。

●受講料

無料(ただし、テキスト料など8,590円程度必要)

●申込

開始日から会場の講師にお申込みください。なお、令和7年5月2日(金)をもって締め切ります。



問 ☎0967-62-0110
通報・相談 110

少年の非行・
犯罪被害防止

YouTubeで闇バイト被害防止啓発動画配信

全国的に犯罪実行者募集情報(闇バイト)で集められた若者が強盗や「電話でお金詐欺」などの犯罪行為に加担させられている事件が発生しており、本県でも高校生が闇バイトに応募してしまう事例が発生しています。熊本県警では、「闇バイト」の危険な実態と巻き込まれないためのポイント等をまとめた啓発動画を作成し、熊本県警察公式YouTubeチャンネルで配信しています。ぜひご覧ください。

『闇バイトの実態』

↓ <https://youtube.com/watch?v=QQLnDz501gzmc6>



子供のインターネット利用による
犯罪被害を防止しましょう

インターネット上には子供に有害な情報があふれています。また、興味本位、安易な気持ちから子供がSNSを使って見知らぬ人と知り合い、様々な犯罪に巻き込まれる事件が本県でも後を絶ちません。子供を犯罪被害から守るためにも、家族で十分話し合っインターネット利用のルールを作りましょう。

- 会わないで!(知らない人と)
● 撮らないで!(自分の裸を)
● 画像を送らないで!
● 個人情報を書き込まないで!
● 悪口を書き込まないで!
● いじめないで!(ネットを使って)

また、携帯ゲーム機や携帯型音楽プレーヤーの中には、スマートフォンと同様に無線LANを用いてダウンロードやメールが利用できるものもあります。これらの機器を子供がどう使っているのか、保護者はよく確認しておきましょう。

SNSで少年に裸体の画像を送らせることや、
その要求をすることは犯罪です

近年、少年が自分の裸体をスマートフォン等で撮影させられ、その画像をSNS等を使って送られる被害(通称「自撮り被害」)が増加しています。少年の裸体の画像をSNS等で送らせることは犯罪となります。

また、少年に裸体等の提供を求める行為についても、法律や条例で禁止されています。



問 ☎0967-62-9034
火災・救急 119

なんでも
南部分署

◆まもなく東日本大震災から14年

平成23年3月に東日本大震災が発生し多くの被害がでました。地震などの災害が発生した際の対策を改めて確認しましょう。

- タンスや食器棚などの家具の固定
- 飲料や食料の備蓄
- 非常用持ち出しバッグ(防災バッグ)の準備
- 避難場所・避難経路の確認
- 家族で安否の確認方法や集合場所の相談
- 感染対策用セット(マスク・消毒用アルコール・体温計)の準備

このようなことを普段から行い、いざというときに適切な行動ができるように日頃からよく考えておきましょう。

◆3月1日～3月7日まで

春の火災予防運動が実施されます

火災が発生しやすい時期に当たり、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。この期間に、住宅用火災警報器や消火器の点検を実施し、故障・老朽化した機器は交換しましょう。

◆何かあったときは「119番」に

現在、阿蘇消防では平成26年に導入した通信指令システムにより、「119番」通報することで素早く場所を特定し、迅速に最寄りの消防署から消防車や救急車を出動させています。

緊急時の通報は消防署の加入電話に掛けられるよりも「119番」に通報する方が素早く対応できます。